

条例の概要

茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例【概要】

条例制定の目的(前文・第1条)

現状

- 犬や猫は家族同様の存在
- 一方で多くの犬や猫が殺処分されている現状にある
- 犬や猫の飼い主等は、命の大切さを新たに認識する必要がある

宣言

- 犬や猫の殺処分ゼロを目指す
- 県民が犬や猫と共に幸せに暮らせる社会の実現に向けて行動する

目的(第1条)

- 犬及び猫の適正な飼養に関する関係者の責務を定める
- その他の必要な事項を定める

殺処分頭数の減少

- 県民が犬及び猫と共に幸せに暮らせる社会の実現に寄与

定義(第2条)

「販売業者」、「購入者」、「譲渡者」、「殺処分ゼロ」

県及び関係者の責務(第3条～第5条)

県の責務

- (第3条)
- 所有者等に対する知識の普及啓発
 - 販売業者に対する適正な販売に関する指導
 - 殺処分頭数の減少に資する活動を行う人材及び団体の育成

関係者の責務

所有者(第4条)

- 犬又は猫の終生飼養、みだりな繁殖の防止、マイクロチップ又は名札の装着等

販売業者等(第5条)

- 購入者へ終生飼養を促し、終生飼養が困難な者へ販売しない努力※譲渡者に準用

県の取組(第6条～第9条)

犬及び猫の命の尊さを学ぶ場の設定等(第6条)

- 広く県民が犬及び猫の命の尊さを学ぶ場を設定
- 学校等の教育において犬及び猫の命の尊さを学ぶ場を設けるため、学校等への支援を実施

所有者がいない猫に対する取組への支援(第8条)

- 所有者がいない猫を新たに生じさせないための地域住民等による人と猫との共生に配慮した取組への支援を実施

犬猫愛護週間(第7条)

- 犬及び猫の愛護と適正な飼養についての理解を深めるため、犬猫愛護週間を設定
- 週間中にふさわしい行事を実施

市町村への支援(第9条)

- 知識の普及啓発や協議会等の設置を行おうとする市町村への支援を実施

その他(第10条～第13条)

- 収容される犬及び猫の頭数を減ずるために必要な施策の協議(第10条)
- 茨城県動物愛護管理推進計画との関係、計画の進捗状況の公表(第11条)
- 施策実施状況等の議会への年次報告(第12条)
- ふるさと納税制度等を活用した寄付金の募集及び受入れ、基金の設置その他の必要な財政上の措置(第13条)

施行日

平成28年12月28日